

土佐西南大規模公園ソフトボール場を緊急用ヘリコプター
離着陸場として使用することに関する協定書

高知県（以下「甲」という。）、幡多中央消防組合（以下「乙」という。）及び四万十市（以下「丙」という。）は、土佐西南大規模公園ソフトボール場（以下「ソフトボール場」という。）を緊急用ヘリコプター離着陸場として使用することに関して、次のとおり協定書を取り交わします。

（本協定書の目的）

第1条 本協定書は、乙又は丙が行う高知県消防防災ヘリコプターの出動要請、又は乙が行う高知県ドクターヘリの出動要請において、甲の所有するソフトボール場を離着陸場として使用する場合（以下「ソフトボール場を離着陸場として使用する場合」という。）の取り扱いを定め、同施設の適正な運用に資することを目的とする。

（甲の責務）

第2条 甲は、乙又は丙がソフトボール場を離着陸場として使用する場合、特段の理由がない限りは、その使用を許可するものとする。

2 ソフトボール場を離着陸場として使用する場合の使用料は徴しない。

（乙又は丙の責務）

第3条 乙又は丙は、ソフトボール場を離着陸場として使用する場合、事前に指定管理者に連絡し、利用者の安全に配慮するものとする。また、使用後は、幡多土木事務所及び指定管理者に状況を報告するものとする。

2 乙又は丙は、ソフトボール場を離着陸場として使用する場合、ソフトボール場の施設を損傷することのないよう配慮する。

なお、損傷を把握した場合は、速やかに甲に報告するとともに、乙又は丙の負担において現状に復旧するものとする。

（丙の責務）

第4条 丙は、ソフトボール場を離着陸場として使用するために必要な整備を、丙の負担において甲の許可を受けたうえで行うものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかからも解除の申出がない場合には、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、それ以降の期間満了のときにおいても同様とする。

（その他の事項）

第6条 この協定書に規定のない事項は、甲、乙及び丙が協議を行い決定するものとする。

以上この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月7日

甲 高知県
高知県知事

乙 幡多中央消防組合
幡多中央消防組合
組合長

丙 四万十市
四万十市長